

第22回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年4月24日(金)午後4時00分～午後5時10分

2 開催場所 深江公民館 2階 ホール

3 出席委員
(農業委員)

2番 馬場正国	3番 中川繁憲	4番 楠田耕三	5番 寺田俊秀
6番 宮崎陽一	7番 神崎好史	8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭
10番 山崎伸吾	11番 寺田健蔵	12番 山下勝也	14番 浅田修弘
15番 内田一郎	16番 伊崎美代子	17番 水田 勇	18番 金子初夫

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	21番 中野裕二	22番 田中智也
23番 松尾和昭	24番 山口俊一	26番 吉岡長久	27番 林田浩也
28番 本多正敬	29番 岡田裕弥	30番 原田久也	32番 三宅東英
33番 飛永敏博	34番 本多 力	35番 中山秀樹	37番 田中昭博
39番 山本敏晴	40番 宮崎 努	41番 本田勝彦	43番 金井圭司
44番 本多利任	46番 本多信之介	47番 木下勝徳	48番 太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

1番 相良栄一郎 13番 濱本康弘

(農地利用最適化推進委員)

25番 田中芳邦	31番 本多晋介	36番 田中八郎	38番 荒木健一
42番 柴内成世	45番 兼俵朝樹		

5 議事録署名委員 7番 神崎好史 8番 植木健太郎

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第97号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・非農地証明書交付願について
- ・地籍調査推進委員の選出について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、第22回総会を始めたいと思います。

本日は、1番、相良委員、13番、濱本委員、25番、田中委員、31番、本多委員、36番、田中委員、38番、荒木委員、42番、柴内委員、45番、兼依委員の農業委員2名、推進委員6名から欠席の届出がっております。

出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお祈りいたします。

なお、本日の質疑等につきましては、マイクが来てから発言をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は第22回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

4月1日の人事異動で事務局の体制も変わり、今回が初めての総会となります。今までの事務局の流れを引き継ぎ、頑張っていただけることと期待しております。

さて、前回の総会時にも申し上げておりました農業者年金の加入推進につきましては、新規加入者数部門18件で全国第6位、目標達成度合い、新規加入目標数10人以上の180%で第1位という、すばらしい成績を収めております。これも皆様の活動の成果であったと思っております。

本年度の取組といたしまして、非農地判断の徹底、農業者年金の加入推進はもとより、昨年を引き続き南島原市農作業交流体験事業を実施いたします。募集については4月13日に市ホームページに公開し始めておりますので、ご覧ください。委員の皆さん方も積極的に情報発信を行っていただきたいと思います。

また、農地なんでも相談会については7月下旬に計画をしておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に7番神崎委員、8番植木委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

2ページと3ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、売買4件、1万1,031平米、贈与1件、1,088平米、使用貸借権の設定1件、2万4,570平米です。

（議案第94号 番号1～6を朗読）

以上です。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。1番、2番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題なし」との声)

議長 次に、3番の案件は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題なし」との声)

議長 次に、4番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題なし」との声)

議長 最後に、5番、6番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題なし」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

番号3の営農計画が添付してある分なんですけれども、この方、〇〇さんというのは、これは外国人ですか。個人ですか。外国人ということですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) この方は〇〇国籍の方で、現在は譲渡人のほうの〇〇さんと一緒に同居されていて、実際に営農されているということです。例えば3条申請ということで、パートナーに譲りたいと。農業については、ここの土地も含めて、今、住まわれているところで3反ぐらいの農地にいろいろ、トマトとかズッキーニ、キウイとか、大体基本的には無農薬でやられているというふうなことだと思います。

〇〇番〇〇委員 結局、日本人と結婚されて、永住を取得してあるですとか、その方の在留資格というか、技能実習なのか、特定技能の方で云々なのかということによって、今は贈与になっておりますけれども、所有権移転の際にかなり厳しい部分が出てきて、令和6年ですか、法律が改正されてかなり厳格化されております。いろいろ農業委員会の3条の許可は必要なんだろうけれども、全国的に、地域によっては耕作面積に対する制限があったり、何平米以上を何年以上耕作した経験がないといけないとか、従事日数について120、150日でしたら問題ありませんけれども、何か在留資格の問題で1年以上、結婚されて、多分永住だろうと思いますけれども、その辺の内容というのはクリアしてあるのか。

この辺の経験については、全国、市町によって取扱いがまだ統一されていないんじゃないかと。ですから、そういった意味でいうと、南島原市も外国人が取得されるのは初めてだと思いますので、これが権利の設定だったら問題ないんですけれども、所有権移転ということになるとどうか。かなり国のほうでも問題とされているような状況ですから、その辺の規定云々というものがあるって許可相当となるのかどうかという判断をお願いいたします。

議長 事務局。

事務局(〇〇) おっしゃるとおり、本市に当たってはこれまでに例がないということで、基準を設けているということではございませんけれども、ご説明を少し詳しくしますと、現在の在留資格というのは、技術、人文知識、国際業務の就労活動ということで、就労ビザということでの滞在5年というのをずっと更新されていると。13年ぐらい、こちらのほう、日本に滞在されているということでもあります。

令和〇年〇〇月に本市に移住を〇〇さんという方と一緒においでになって、農業をそれ以来ず

つとしているというふうなことで聞いております。一応、現時点ではそういうことであります。
以上でございます。

議 長 ○○委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

何か規定といいますか、要綱がまだはっきりしていないということでしょうか。その辺は今後のこともありますから、どういう基準をクリアすればいいのかということについては確認する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。要するに皆さんの共通認識としてですね。

事務局(○○) 一部報道で外国人の取得に対しての規制を求めるとかという報道はあっておりますが、今現在、国のほうからそういった規制に関する通知等はなされておられません。ですので、今の農地法の、先月お配りしました農地法関係の事務処理の中にあります外国人の取得については、在留資格が期限が切れる直前で耕作はできないのではないかとか、そういった事情がない限りは不許可とすることはできないというふうに考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

○○番○○委員 その辺の確認が取れておれば、それ以上は言いません。

議 長 ほかがございませんか。

○○委員。

○○番○○委員 ○○番、○○です。

外国人労働者の案件については何か月か前、○○次長が来られたときに私も質問して、本市ではないということですが、ほかで幾つも案件は上がっているということでありましたが、どういう状況か分かりませんが、農業会議のほうに連絡されていたかどうか、そこを確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局(○○) すみません、農業会議のほうに確認自体はしていません。

議 長 よろしいですか。

○○番○○委員 確認されていたでしょう。していない。

事務局(○○) はい、確認は今現時点でしていません。

○○番○○委員 一応確認は取ってほしいと思って、質問しました。

事務局(○○) 確認はもちろん、後もってさせていただきたいと思います。

議 長 ほかがございませんか。

○○委員。

○○番○○委員 後もってじゃないと思うんですけども。それがないと今の、先ほどから言っている要綱と違って、何か話のつじつまが合わないじゃないんですか。国からの何がない、あれがないという前に、農業会議って、南島原市独自で決めていいものではないはずだということで、今、多分意見があっていると思っているんです。結局、聞き方ということだと私は思うんですが。後でというと、これは指示することはできんとじゃなかと。それでよろしいですか。

議 長 この件に関しては、ただいまから県のほうに確認をいたしますので一旦保留にして、次の案件に移ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 それでは、**議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(○○) **議案第95条 農地法第4条の規定による許可申請について**説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

番号 1、申請者、口之津町〇〇さんです。

所在、口之津町〇〇、地目 畑、現況 畑、地積 394 平米。転用の目的 住宅用地及び進入路用地。借家住まいのため、申請地に居宅を建設したい。また、奥にある農地へ車両等が進行できる進入路を確保したい。農振外です。一体利用地、隣接地〇〇-〇、宅地 296.63 平米。

本件の農地区分は水道管、下水管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路（幅員 4 m 以上の道及び建築基準法第 4 2 条第 2 項の指定を受けた道）で現に一般道路用に供されているものに該当しますので、第 3 種農地です。一体利用地を含めると 690.63 平米ですが、一体利用地の奥に農地があり、その進入路が狭いため、車両が進入できるよう拡幅する面積 18.6 平米、農作業車両駐車場及び旋回広場 184.98 平米で、住宅用地が 487.05 平米となっております。一般個人住宅で木造平家建て、建築面積 194.24 平米です。申請地の造成内容ですが、盛土を最高 0.4 m、最低 0.2 m 行いますが、コンクリート擁壁、防護柵を設置し、コンクリート舗装するため、土砂の流出の心配はありません。雨水は水路を經由して道路側溝に放流予定です。汚水、雑排水は排水管を經由して下水へ放流予定です。なお、放流先については市上下水道課と協議済みです。資金については、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

4 月 2 日 9 時 50 分から〇〇委員、〇〇推進委員、事務局 3 名で行ってまいりました。現地は〇〇図書館から東に 300 m ぐらい行ったところでした。近くには〇〇があります。現場は家が建てるようですが、片方はそのまま宅地みたいですが、畑になっていますので、片方が。そこは花卉が 1 本で、あとは全部花芝でした。

水路に関しては左右に水路がありますので、雨のときにあふれることはないと思います。それと家のできたときの下水は、生活排水は下水が通っていますので、何も問題ないと思います。

それと盛土が 40 cm となっていますけれども、平野化するみたいなので、流出はないと思います。

それと、今見えている畑がありますが、それも自分のところでやられていましたので、周りに畑がありませんので、何も問題がないと思います。ご審議のほう、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員会報告ですが、同行された〇〇番、〇〇推進委員からご意見はございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、何の問題もないと思われま。皆様のご審議のほうをよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、先ほどの保留の案件に戻りたいと思います。戻ってよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議長 事務局。

事務局（〇〇） 先ほどの新規就農の件ですけれども、農業会議に確認をしました。結果は私たちが判

断しているとおりでございまして、法的な制限はないと。在留資格の確認と、しっかりと営農が継続できるかどうかの判断をしてくださいということでございます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これ、新規就農者で扱ってよろしいですかね、取りあえずは。市からの補助金か何かちょっと、新規就農者に出しますか。

事務局(〇〇) 新規就農については、市の補助金については所得基準がございますので、この案件については新規就農の制度、補助事業は使っておりません。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 それでは、3番の案件は問題ないとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人が3名いらっしゃいますので、そちらを先に読ませていただきます。

譲渡人、長崎市〇〇、〇〇、深江町〇-〇〇-〇、地目 畑、現況 畑、地積 1,077平米。2013番、地目 畑、現況 畑、地積 876平米。2014、地目 畑、現況 畑、地積 440平米。

深江町〇〇、〇〇さん。深江町〇〇、地目 畑、現況 畑、地積 1,008平米。

深江町〇〇様。深江町〇〇-〇、地目 畑、現況 畑、地積 596平米。5筆合計3,997平米です。

譲受人、福岡県〇〇、(株)〇〇代表取締役、〇〇さんです。転用の目的、店舗用地。〇〇店舗の新規出店のため。権利の内容、賃貸借権、時期、許可のあり次第、期間、30年間。農振内農用地外、一体利用地、深江町〇〇-〇、宅地54.88平米、深江町〇〇、宅地1,215.27平米です。

本案件の農地区分は、300m以内に〇〇支所があり、申請に係る農地等からおおむね300m以内に都道府県庁、市役所、区役所または市町村役場(これらの支所を含む)に該当しますので、3種農地です。店舗用地3,997平米です。隣接の宅地〇〇番〇、54.88平米。〇〇番、1,215.27平米と一体利用いたします。建築物、鉄骨平家建て、建築面積1,723.82平米です。申請地の造成内容ですが、切土を最高2.83m、最低0m行いますが、切土を行った隣地との境界には擁壁(建築ブロック・L型擁壁)や側溝を設け、土砂や雨水が流出するのを防ぐため、被害の発生するおそれはありません。盛土規制法につきましては、長崎県盛土対策室に申請受理済みです。雨水は、新設されるU字側溝と溜樹を經由し、道路側溝へ放流予定です。汚水、雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流予定です。なお、放流先については、国道側は島原振興局建設部管理課、また、市道につきましては南島原市建設部管理課と協議済みです。資金については自己資金により賄われます。

以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

令和8年4月22日午後3時30分より見てまいりました。この案件は、3,000平米以上ということで、同行者が事務局長様と会長様、あと、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計12名で見てまいりました。場所は、〇〇庁舎から〇〇側へ50mほど行った国道のすぐ山側の場所にあります。

事務局でも言われましたけれども、雨水の件については、入り口が両側ありますので、そこに溜桝を経由して、それを介して国道の排水路へ放流するようになっておりまして、雨水については別に問題ありません。

あと、生活排水、汚水、雨水とも合併浄化槽を介して、また、それも溜桝を介して国道沿いの水路へ放流することになっております。そこから国道を渡って、最終的には海のほうへ流せるという計画になっております。ということで、排水、雨水の件に関しては問題はないと見てまいりました。

あと、周囲には農地等はないということと、隣の民家とかも間隔を空けて、日照とか別に影響するようなことはないと見てまいりました。特に何も問題がないと思いますので、許可相当というふうに見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番、〇〇推進委員からご意見はございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

〇〇委員の説明どおり、日照問題、排水処理等も問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

一部なんですけれども、以前〇〇があったと思うんですけれども、この地目も現況も畑である。〇〇は解体して今はないんですけれども、〇〇がある場合、そのまま農地のままでいいですか。

事務局(〇〇) 以前、〇〇があったところは宅地のままでなっております。そこは、一体利用地4筆で今回申請がなされていると。

議長 ほかございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

この案件ではございませんけれども、前の95号案件と96号も含めてなんですけれども、事務局からの説明で3種農地ですと断言されましたけれども、私も現役になり始めたときに2種農地か、1種農地か、3種農地かって誰が最終的に明示するのかという質問をさせていただきました。そこで、最終的には県の判断だということで、この場所に関しては、支所がすぐ近くにありますので、それで間違いはないと思いますけれども、事務局の説明の段階では断言するのはどうか。いかななものかと思えますけれども、3種農地と思われるという表現が正しいのではないかと思います。

以上です。

事務局(〇〇) ご指摘のとおり、前回までは「と思われる」という表現を全部の案件で使用させてい

ただいていたんですけれども、うちのほうでちょっと話をして、明らかにこれは説明どおりの3種で間違いがないというときには第3種ですという表現ではどうかという話をして、今回使用させていただいたんですけれども、ご指摘のとおり、最終的には県のほうが決めるものですので、この点に関してはちょっとまた農業委員会のほうで話をさせていただけないかなと思います。

たまたま今回の2つの件に関しましては、1件目が水道管、下水管、ガス管のうち、その中で2つが間違いなくございまして、道路の建築基準法42の2というのがあるんですけれども、それにも該当していると。基本どおりの形になっておりましたので、今回、表現としては第3種と表現させていただきました。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ということは、2種か3種の際とか、1種と2種の際とか、どちらかのときは「思われる」という表現をされるということですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 委員おっしゃるとおり、その表現になります。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかに意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

その写真の東側になりますけれども、あのビニールハウスの日照には影響はないんでしょうか、お尋ねです。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 右側のハウスですね。

〇〇番〇〇委員 はい。

事務局(〇〇) お答えいたします。

ちょうどこの写真でございますこのハウスですね。その奥にある建物、グレーの屋根の建物がございまして。あの建物からしたら店舗が、あの居宅から店舗の壁まで距離が大体11mございまして。ハウスのほうが少し手前に出ているんですけれども、建設図面を見ると、建物が建ちまして、アスファルト舗装をして、雨水対策をして、敷地もちゃんとなさっていらっしゃる。距離的にも、あの居宅が10mですので、あのハウス、ちょっと出てきているんですけれども、距離的に日照権とかは問題ないかなという距離でございます。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 そのほかご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

議案第97号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第97号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、説明させていただきます。

8ページと9ページをお願いします。

今月の案件ですが、新規のみで、賃貸借権が3件、7,904平米、使用貸借権が16件、2万7,719平米。なお、個別に案件については朗読を割愛させていただきますが、番号5と番号6につきましては、農用地利用集積等促進計画案が提出をされたため、議案には掲載してありますけれども、地域計画に関して、関係者との事前協議が必要となることから、当協議が整い次第、改めて議案として提出させていただきたくとし、今回は保留としていただきたく、よろしくお願いたします。

この2件を除く全ての案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき、目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること、及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していくことのア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが求められると思われま。

以上でございます。

議長 事務局からの説明のとおり、5番、6番の案件は保留としてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 それ以外についてご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

10ページ、11ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

12ページ、13ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

14ページ、15ページ、**農地転用許可不要案件**について、農地法施行規則第29条の規定による届出が出ております。

番号1を事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) 農地転用許可不要案件届けについてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

番号1、届出人、南島原市布津町〇〇様です。

布津町〇〇-〇、地目 畑、現況 畑の一部宅地、地積 891の内95、転用面積が95平米です。布津町〇〇-〇、地目 畑、現況 宅地、地積84、転用面積84、2筆の179平米です。転用の目的、農業用倉庫(2棟)、平成7年6月に農業用倉庫を建築、平成12年7月に増築し、現在も利用している。農振内農用地外です。

申請地は、転用面積が179平米で、農地法施行規則第29条の届出の基準、自作地かつ200平米以下の農業用施設への転用であるため、届出がなされております。農業用施設(農業用倉庫、木造瓦ぶき平家建てで53.78平米、平成7年建築)、農業用倉庫(木造亜鉛メッキ銅板ぶき平家建て、51.61平米、平成12年に増築)合わせて105.39平米が建設されております。農地法の転用許可を得ないまま転用されていたため今回の届出を行うもので、本届出の提出に当たり、始末書の提出もあっております。申請地は届出人の敷地の一部であり、隣接地は高台にある墓地のみです。雨水は既に申請地内に排水路が設置されており、道路側溝へ放流されて

おります。雨水、雑排水の発生はいたしません。追加工事がないので、資金の必要はありません。
以上でございます。

議長 この案件は現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

令和8年の4月22日午後3時ぐらいから〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇小学校がありますけれども、そこから駅のほうに300mほど行って、寺の前になります。今、事務局から説明があったように、7年に建築されたのが12年に増築をされておりまして。今も、建築、増築については本人さんも大変反省されておりましてけれども、始末書も提出されているということです。

その中で、日照についても、裏に墓がありますけれども、お寺がありますけれども、その寺の墓。また、あとは、家の前は、隣接農地への影響はありません。

それと、雨水についても敷地の前後に側溝があって、それがそのまま道路側溝のほうに流されます。漏水のおそれはありませんので、何ら問題ないかと思い、見てまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番、〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

先ほど〇〇委員さんが見解されましたとおり、何ら問題ないかなと思います。審議のほうをよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、番号2を事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) 続きまして、15ページをお願いいたします。

番号2、口之津町〇〇様です。口之津町〇〇-〇、地目 田、現況 宅地、地積 21平米、転用面積 21平米。口之津町〇〇、地目 畑、現況 畑、地積 91平米、転用面積 91平米、2筆の112平米。転用の目的、農業用倉庫。亡義伯父が昭和51年頃、農業用倉庫を建築し、現在も農業用倉庫として利用している。農振内農用地外です。

申請地は、転用面積が112平米で、農地法施行附則第29条の届出基準、自作地かつ200平米以下の農業用施設への転用であるため、届出がなされておりまして。農業用施設(農業用倉庫、2階建て、111.20平米、昭和51年頃建築)、農地法の転用許可を得ないまま転用されていたため今回届出を行うもので、本届けの提出に当たり、始末書の提出もあっております。建物の周囲はコンクリート舗装がしてありますので、土砂の流出はありません。雨水は自然流下し、水路へ放流されておりまして。日照、通風に影響はありません。汚水、雑排水は発生いたしません。追加の工事はないので、資金の必要もありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇委員です。

令和8年4月22日午前9時半頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で行ってまいりました。場所は口之津の〇〇から直線で550mぐらいです。それと、〇〇小学校の真裏になります。現場を見てきたときに新しいなと思ったんですが、昭和51年に建てられて、もう50年たってお

りました。見た目は新しいんですが、途中で張り替えてあるみたいなので、新しいのかなと思って、現場にいたときは思っていましたけれども。

雨水に対しては目の前に、倉庫の前に溝がありますので、そこに流れますので、あとは相続されるそうですけれども、50年前に建っていますので仕方ないのかなと思っています。ご審議のほう、よろしくお願いします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番、〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

〇〇委員の言われたとおり、何の問題もないと思います。皆様、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

こういうような60年前もそうですけれども、鉄骨で2階建てでされている。木造の場合だったら、そのときは口之津町の税務課とか建設課が来て調査をしますけれども、鉄骨の場合は県のほうから来て必ず検査をしますので、そのときに農地の地目を変更されていない状態でそういう検査が通ったのかというのは、ちょっと私、不思議でたまらないんですけれども。そのときの調査は、口之津の税務課がどういうふうに判断をしたのかそれは分かりませんが、50年前からそのままほっぽらかしてあったというのは疑問な点でもありますし、税務課は常にこういう建設をした場合には、必ず課税対象ということですから飛んできて測量しますけれども、県のほうから来ていませんか。こういうところはどうなっているかお聞きしたいです。

議長 事務局。

事務局(〇〇) お答えいたします。

申請書自体には、木造、非木という表示がございまして、建物が非木じゃないというのを今、ちょっとお聞きした状況なんですけれども。そうですね、通常、家屋調査は委員おっしゃるとおり、木造のほうは、昔でいえば旧役場職員が現地に行って調べると。おっしゃるとおり、非木造は町のほうから県に依頼をして、県の職員が家屋調査に来ると。その時点で通常であればその土地の状況も調べるはずですので、畑に非木が建っているというのは、おっしゃるとおり、それは不思議だなと思った次第でございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番です。

こういう前の例と今の例と、見方を、そういう違反転用が発覚するわけなんですけれども、こういうのはどういう理由で発覚したんでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) どういう理由かというのはたくさんあるんでしょうけれども、相続をされたときですね。新たな土地を取得したりとか、多分個々で事情は違うと思うんですけれども、そういうところでこちらのほうに手続に来られるというのが多数です。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、**非農地証明交付願**についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) 非農地証明交付願について、16ページをお願いいたします。

番号1、届出人、有家町〇〇さんです。有家町〇〇番地、地目 畑、現況 原野、地積 176、転用の目的 原野。昭和57年7月の長崎水害により石積みごと流失、境界が不明であり、河川敷と一体化し、竹、アシが密集し農地としての修復が困難である。農地内農用地外です。

本案件は、今申しました昭和57年7月、長崎大水害により石積みごと流出。境界が不明であり、河川敷と一体化し、竹、アシが密集し、農地としての復旧が困難であるということでございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この案件は〇〇番、〇〇推進委員が関係する案件であり、本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番、〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

4月22日午後2時30分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。この場所が〇〇って〇〇がありますけれども、そこから南のほうに300m入ったところが場所になりますけれども、私たちは〇〇小から100mぐらいのところ下ったところに中学校がありますけれども、〇〇さんの駐車場のほうから、対岸のほうからが見やすい、確認しやすいということで、そこから見てまいりました。

今説明があったように、ちょうど地図上から見ると6番にありますけれども、申請地が隣接の畑になっていますけれども、それから3mぐらい下に下がった状態で、今申請されているその上にもう1筆あるみたいですが、そのほか右側にも、多分、全部原野になっているということととても、日にちもたっていますけれども、畑に修復等が困難ということでどうしようもない状態じゃないかなというようなことで見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番、〇〇推進委員からご意見はございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

今、〇〇委員がおっしゃったとおりですけれども、全体の上から、東側のほうに優良な農地が広がっていたんですけれども、その東側に畝があって、その土手のような状態で西側の、長崎水害のときに流されたというところで、崖としてというか、難しいような土地でしたので、調査報告させてもらいました。その横の畑に影響はないかなと思っております。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

〇〇番、〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議 長 次に、令和8年度地籍調査推進委員の選出についてを協議をいたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 資料の17ページをご覧ください。

市長より令和8年度の地籍調査推進委員の選出ということでお願いの文書が上がっております。選出依頼の委員数が1名で、内訳が加津佐地区の中で津波見地区となっております。この委員につきましては農業委員さんだけが対象になりますので、推進委員は対象になりませんので、農業委員さんの中で選出のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 加津佐地区の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 私のほうが引き受けたいと思います。

議 長 それでは、〇〇番、〇〇委員を選定いたします。市へ報告することといたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。